

平成 29 年 3 月 10 日

お客様各位

住友不動産建物サービス株式会社
代表取締役 西宮 浩

弊社に対する指示処分に関するご報告

謹啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、弊社は国土交通省近畿地方整備局より、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」第 8 1 条に基づき、下記のとおり指示処分を受けましたので、ご報告申し上げます。

今回このような処分に至った理由は、弊社が管理業務を受託している管理組合様において、弊社元社員が担当していた管理組合財産を着服し当該管理組合財産に損害を与えたことによるものです。

弊社は、事件判明後速やかに、当該管理組合様に対するご報告とお詫び、損害の補填をさせていただくとともに、監督官庁である国土交通省に報告いたしました。また、当該管理組合様以外には、同様の事象がないことを確認いたしました。

この度の処分を厳粛に受け止め、今後、指示処分の内容に沿って業務管理体制の整備を図り、かかる不祥事を二度と起こさないための具体的な再発防止策の策定、社員のコンプライアンス意識の強化徹底に全社を挙げて取り組んで参ります。皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますことお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬白

記

処分内容「指示処分」

- (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役員及びマンション管理業の従事者全てに速やかに周知徹底をすること。
 - ② 法の規定の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、社員に対し継続的にこれを実施すること。
 - ③ 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。
 - ④ 管理員業務・フロント業務・会計業務従事者について、今回の事案を踏まえた業務従事状況の調査・点検を実施するとともに、再発防止に向けた取り組みとして再発防止策を策定し、継続的に実施すること。
- (2) 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む）を速やかに文書をもって報告するとともに、その後 1 年間においては半年毎に当該措置の実施状況を報告すること。

以上